

- ① 参加者の問題意識等共有
- ② トラック物流の概況、2024年問題の背景について
- ③ 西日本4局トラックGメン合同パトロール報告(近畿運輸局他説明)
- ④ 経済産業省の物流政策について (近畿経済産業局説明)
- ⑤ **参考資料紹介**
  - ⑤-1 事前にいただいた問題意識等 (詳細)
  - ⑤-2 **最近のトピック (各省報道発表資料等)**
  - ⑤-3 政策パッケージの進捗、補助金情報、R7予算関係
  - ⑤-4 トラック輸送の原価計算・運賃交渉関係資料

# 最近のトピック（関係省庁報道発表より） 令和6年8月17日～9月18日

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁
<p><b>改正物流効率化法の荷主・物流事業者等に対する規制的措置の施行に向けた検討を行いました。</b>            ― 交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 第3回 合同会議を開催（書面開催）―  <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000826.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000826.html</a></p>	R6.9.26	国土交通省
<p><b>毎月勤労統計調査 令和6年7月分結果確報</b>  <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/r06/2407r/2407r.html">https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/r06/2407r/2407r.html</a></p>	R6.9.26	厚生労働省
<p><b>貨物軽自動車運送事業における安全対策を強化するための制度改正を行いました</b>  <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000665.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000665.html</a></p>	R6.10.1	国土交通省
<p><b>「第2回 自動運転インフラ検討会」の開催について</b>            ～自動運転に資するインフラの在り方について議論します～  <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001850.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001850.html</a></p>	R6.10.7	国土交通省
<p><b>物流施設における非常用電源設備の導入を後押しします！</b>            ～R5補正「物流拠点機能強化支援事業」（非常用電源設備の導入補助）4次公募を実施～  <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000828.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000828.html</a></p>	R6.10.10	国土交通省
<p><b>軽トラック運送事業における新たな安全規制について説明会を開催します</b>            ～令和6年に改正された関係法令に基づく安全対策の強化への対応について～  <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000669.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000669.html</a></p>	R6.10.18	国土交通省

# トラック運送業における多重下請構造検討会

## 検討会の趣旨・目的

- トラック運送業においては、実運送事業者が**適正な運賃を収受できておらず、ドライバーの賃金も低い**という問題があり、**多重下請構造がその一因**となっているとの指摘がある。
- 現在、多重下請構造の是正に向けて、新たな標準的運賃における「下請け手数料」の設定、トラックGメンによる元請等への是正指導、改正法に基づく「実運送体制管理簿」による下請構造の可視化などを進めているところ。
- 他方、**トラック運送業における下請構造**には、貨物利用運送事業法の規制がかかり運送契約の締結主体となる第一種貨物利用運送事業者や、同法の規制がかからず、かつ、運送契約の締結主体ともならない取次事業者等の多様な関係者が介在する場合があるが、必ずしもこれらの事業者の**実態が明らかでない**。
- これまで、平成26年に貨物利用運送事業の実態調査、令和4年度に下請構造に係る実態調査を行ってきたが、取次事業者等に関する**現状把握は十分とは言えない**状況。
- このため、本検討会において、取次事業者等へのヒアリング等を通じて**実態把握に努めるとともに、トラック運送業が下請構造となる背景・意義や課題を検証し、多重下請構造の是正等を通じた適正な運賃収受に向けて必要な対策を検討**する。

令和6年	8月	: 第1回検討会（全ト協提言報告）
	8月～11月	: 実態調査の実施（アンケート、ヒアリング）
	11月	: 第2回検討会（調査結果フィードバック）
	12月	: 第3回検討会（論点整理）
令和7年	2月～	: 第4回検討会以降、最終とりまとめに向けて検討

# トラック運送業の多重下請構造に介在する者

トラック運送業の多重下請構造に介在する者については、概ね下記の4分類に分けられる。

- ① 貨物利用運送事業法に基づく第1種貨物利用運送事業の登録を受け、利用運送事業を行っている者  
(= 荷主と運送契約を締結し、運送不能時等の損害賠償責任を負う者)
- ② 平成15年の改正前の貨物運送取扱事業法（平成元年法律第82号。）における「運送取次事業」を行っている者  
(※現行法では規制の対象外) (= 荷主と運送契約を締結せず、取次が適切であれば運送不能時等の損害賠償責任を負わない者)
- ③ 貨物運送取扱事業法・現行の貨物利用運送事業法いずれにおいても規制対象外である、「媒介」を行っている者  
(= 荷主と運送契約を締結せず、媒介以外の運送に関する責任を一切負わない者)
- ④ 運送契約に関与せず単に情報提供のみを行う者など、①～③以外で、トラック運送業の多重下請構造に介在する者

「運送取次」や「媒介」、「情報提供」といった形態で、運送責任を負わずに下請構造に介在する者がいる。これらに該当する者としては、実態上、

- 荷主・元請事業者から電話やFAX等で依頼を受け、下請事業者を自らの人的つながりや地縁、資本関係等を活用して探索する者
  - インターネットを通じて、人的つながりや地縁等を超えて、求荷・求車のマッチングを行う者や、マッチングの場のみを提供する者等
- が存在すると考えられる。

